

第3次生物多様性国家戦略案に対する意見

(社) 北海道自然保護協会
会長 佐藤 謙

当会では、今回の生物多様性国家戦略案に関して実際の自然破壊状況を踏まえながら検討した結果、とくに種の保存法に関する現状認識がまったく不足であること、また、奥山自然地域に広大な国有林を含むと明記すべきであることを中心とした問題点が挙げられました。私たちのコメントは、以下に列記する通りです。

1. 現状分析において危機意識が少ない

第1部第2章第3節「3つの危機の背景」では、戦後50年間の急激な開発(24頁)において、「急激な開発が収まる、あるいは緩やかになっている」との表現があるが、開発行為によって良好な自然状態が残された生態系が非常に少なくなった現状、この状況下で残された天然林・自然林をターゲットにした伐採が続けられている現状、それらによって種の激減が続いている現状など、我が国の生物多様性保全が進められないまま危機的状況にある記述がまったく不足している。

2. 絶滅危惧生物種と地域の保護に関する国としての一元化した具体的な施策がない

第1部第2章第5節「保全の状況」では、各種の既存法令に基づく各省庁におけるバラバラな保護施策を評価している。他方で、36～37頁の「制度の概要」においては、そうした中で、生物多様性国家戦略の根幹となる生物多様性条約に基づいた「種の保存法」に関わる記述が余りにも少ない。我が国の現状では、絶滅危惧生物の多さに比して法的に指定された生物種と生息等保護区が余りにも少ない種の保存法の欠陥を踏まえると、今回のような記述が続く限り、種の保存法の存在そのものが問われ、生物多様性条約・生物多様性国家戦略の実効的側面が大きく問題視されることになる。

また、37～38頁の「地域指定制度」においては、国有林野の「保護林」や「緑の回廊」が「率先した」取り組みとして評価されている。しかし、我が国の国有林面積に比して保護林や緑の回廊の面積は一部であるので、それらが拡大される方向が示されなければならない。

自然公園や保護林など各省庁による保護地域が絶滅危惧生物の大半をカバーするのかが、地域指定制度が全体として問われる観点である。

87頁に飛ぶが、既存法令による大区分された保護地域とは別途に、種の保存法による種ごとの保護管理のための地域(生息地等保護区)も必ず急速に拡大する必要がある。

3. 生態系ネットワークと陸上の自然の地域区分は意味曖昧で不確実である

第3章「生物多様性の保全及び持続的利用の目標」の第1節「目標と評価」においては(42頁)、既存法令に基づく既存の保護地域(地域大区分)だけが挙げられている。しかし、生物多様性条約や種の保存法で最重要視されている「生息域内保全」を具体化する、希少種ごとの生息地等保護区が、里地・里山地域を含んだ非保護地域において、積極的な種の保存が図られるのかどうか、新たな保護地域を拡大するのが、大きな観点となる。

第3章第2節「国土のグランドデザイン」（44頁以降）における奥山自然地域・里地里山地域・都市地域の記述において、相対的に自然性の高い奥山自然地域は国土の2割弱しかないという記述から広大な面積を有する国有林を含んでいないと判断される。しかし、国有林は森林・林業基本法では生物多様性保全を含む公益的機能・多面的機能を重視していることから、奥山自然地域に国有林が含まれると明記すべきである（46頁）。そうするならば、奥山自然地域における生物多様性保全のあり方と林業施策との関係に基づいて、目標が明確になるはずである。

第4章第2節の「基本戦略」（64～65頁）では、「里地里山と農林水産業」と題して戦略が記述されており、逆に、奥山自然地域で木材生産中心の林業が行われている現状に対して戦略を欠くことになる。また、67頁の森林の保全・整備においては、生物多様性に関わり里地里山の人工林が取り上げられているが、奥山自然地域の天然林・自然林が触れられていない。

4. 国家としての調査体制が必要である

国立公園など自然公園における具体的施策として（83頁）に、環境省みずからが生物多様性の現状と破壊の把握を行うこと、とりわけ保護地域にある希少植物の盗掘に対する実効ある保護対策を用意すべきことを加えるべきである。

5. 農林水産業との関わり

国有林の保護林・保安林について（90～91頁）、現状肯定的な記述がなされているが、保護林や緑の回廊が生物多様性保全のためには小面積であること、保安林は伐採が可能であることなどの欠陥がある。91頁では、国有林野の森林すべてに生物多様性保全に関わるはずであるが、「特に公益的機能の発揮が要請される森林については1,245万haを目指して保安林指定をすとの具体的な記述がある。これについては、国有林野の中でどの程度の割合であるか明示すべきである。森林の多面的機能・国有林野の公益的機能には生物多様性保全が含まれているので、どのような森林でも生物多様性保全を考えなければならない認識を示すべきである。

第4節農林水産業では（103～104頁）、「原生的な天然林が限られ、人工林・里山林が広大である」旨の記述があるが、奥山自然地域にある広大な自然林・自然植生の部分はどうか記述されていない。また、104頁において記述すべき奥山自然地域における林業については、まったく触れられていない。

第5節森林では（110～124頁）、森林の多面的機能や国有林野の公益的機能が記述されているが、それらに含まれる生物多様性保全は、保護林と緑の回廊だけで行うように記述されている。112～114頁では、森林の機能類型区分に応じた林業が記述されているが、それぞれにおける生物多様性保全が書かれていない。これは、新たな森林・林業基本法が制定される以前の林業施策そのものであり、その上で、120頁には、森林施業上の生物多様性保全に配慮することが書かれている。したがって、保護林と緑の回廊以外の地域は、木材生産という林業対象とし、重大な機能の一つである生物多様性保全は「単なる配慮」だけで具体的な施策が認められない。ちなみに、124頁以降では、特別な保全・管理が必要な森林については保護林を、特に保護を重視すべき野生動物植物については、

取扱方針をそれぞれ設定する旨が記述されており、生物多様性保全がそれらの種や地域に限定されていると言える。以上の部分は、林業白書など林野庁の表現そのものであり、将来を目指す国家戦略として新しい部分がなく、新たな森林・林業基本法の理念にも合わないと考える。

6. その他の問題点

第2部行動計画、第1章国土空間的施策、第2節重要地域の保全では、79頁に自然公園（国立・国定公園）の見直しが記述されているが、また、重要な地域として記述された海域と同様に、陸上において保護の中核となるため、奥山自然地域とされなければならない国有林における保護地域の拡大が必要である。

第2章横断的・基礎的施策、第1節野生生物の保護と管理（189頁以降）においては、とくに191～192頁において、種の保存法による指定種がレッドリスト掲載種に比較して圧倒的に少ない現状と、生物多様性条約・種の保存法には「生息域内保全」が基本とされていることを明記すべきである。また、201頁の生態系を攪乱する要因として、外来種と非生物的要因が挙げられているが、生物の絶滅原因として、従来から、外来種のほかに、開発行為による生育地・生息地の破壊・分断化、希少野生動植物の盗掘・密猟・違法販売などが挙げられてきた。現今、問題視された外来種に重点を置きすぎ、上記の絶滅原因を総合的にまとめた現状認識と保護策について記述が少ない。